

平成 24 年度内閣官房・内閣府本府の機構・定員要求（案）

平成 23 年 9 月 29 日
内閣官房・内閣府本府

定員要求

＜内閣官房＞

定員合理化計画により 8 人を削減するとともに、所要の体制整備のために 33 人の増員要求を実施。

＜内閣府＞

定員合理化計画により 46 人を削減するとともに、所要の体制整備のために 51 人及び防災担当 23 人の増員要求を実施。

法律・政令事項に係る主な要求事項

＜内閣官房＞

○危機管理 ＜藤村官房長官＞

緊急事態への対処等に万全を期すための危機管理体制の整備
・内閣参事官（5）の新設 [振替財源検討中]

＜内閣府＞

○防災 ＜平野大臣＞

大規模災害への備えに万全を期すための体制の整備
・参事官（2）の新設 [振替財源検討中]

○行政刷新 ＜蓮舫大臣＞

行政刷新会議事務局の体制の整備
・大臣官房審議官（事務局次長）（1）、参事官（2）の併任の解消
[振替財源検討中]

○「新しい公共」 ＜蓮舫大臣＞

「新しい公共」を推進するための事務体制の整備
・大臣官房審議官（1）、参事官（2）の新設 [参事官（1）は大臣官房
市民活動促進課を振替廃止。他は振替財源検討中]

○追加要求を検討

<平野大臣>

- ・復興庁の新設に係る体制の整備等
- ・新型インフルエンザ等対策に関する事務の処理等を内閣府で行うための体制の整備等

<古川大臣>

- ・総合科学技術会議の科学技術イノベーション戦略本部（仮称）への改組に係る体制の整備等
- ・宇宙基本法に基づく宇宙開発利用体制の整備等

<蓮舫大臣>

- ・「子ども・子育て支援法（仮称）」及び「総合施設法（仮称）」に係る体制の整備等
- ・公務員庁の新設に係る体制の整備等

<川端大臣>

- ・沖縄振興審議会の後継体制の整備等

※その他、内閣府本府の定数管理の柔軟化措置

平成23年9月29日
宮内庁

宮内庁の平成24年度機構・定員要求（案）

【定員要求】

定員合理化計画により15人削減するとともに
所要の体制整備のために9人の増員の要求を実施。